

平成22年11月24日（水曜日）第3回臨時会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	嶋田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
今野要一	総務課長	菅野英行	総合政策課長
丹野敏晴	財政課長	安孫子政一	会計管理者 (兼) 会計課長
櫻井幸夫	病院事務長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第1号

第3回臨時会

平成22年11月24日（水曜日）

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
" 4 議第59号 平成22年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
" 5 議第60号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
" 6 議第61号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
" 7 議第62号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
" 8 議案説明
" 9 委員会付託
" 10 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成22年第3回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番石山 忠議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

○伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成22年第3回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る11月18日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、本日1日間とし、会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第3回臨時会日程

平成22年11月24日（水）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
11月24日（水）	午前9時30分	本 会 議 開会、会議録署名議員指名、 会期決定、報告、議案上程、 同説明、委員会付託、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場

報 告

○高橋勝文議長 日程第3、報告第8号を議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

まず、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年3月24日に、寒河江市大字慈恩寺地内において公務運転中の私有自動車と自転車が接触して発生した交通事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげます。

よろしくお願ひ申し上げます。

- 高橋勝文議長 ただいまの報告第8号について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第4、議第59号をから日程第7、議第62号までの4案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第8、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 初めに、議第59号平成22年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。
このたびの補正予算は、平成23年度から病院給食調理等業務委託を開始することに伴い新たに債務負担行為を設定するものでございます。第2条において、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。
次に、議第60号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。
山形県人事委員会勧告を踏まえ特別職の期末手当について改正するとともに、常勤の特別職の平成22年12月期の期末手当について所要の調整をしようとするものであります。
次に、議第61号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。
行財政改革指針を踏まえ一般職の職員の給与改定に準じて市長等の給料及び退職手当について所要の改正をしようとするものでございます。なお、市長及び副市長の給料については条例の規定に基づき、さきの特別職報酬等審議会で御審議をいただきその答申を得ているものでございます。
次に、議第62号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。
山形県人事委員会勧告を踏まえ一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当及び55歳を超える管理職職員の給与等について所要の改正をしようとするものでございます。
以上、4議案について御説明を申しあげましたが、細部につきましては関係課長等に説明いたさせますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。
以上であります。
- 高橋勝文議長 櫻井病院事務長。
〔櫻井幸夫病院事務長 登壇〕
- 櫻井幸夫病院事務長 おはようございます。
それでは、議第59号の補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

市立病院の給食調理業務の民間委託につきましては、市の行財政改革指針並びに前期アクションプランに基づきこれまで検討を進めてきたところでございます。これまで、市内の市立病院経営健全化検討委員会による検討、市議会定例議員懇談会での報告、職員組合への提案及び話し合い、既
に実施している病院の調査、諸事務的な諸準備などを行ってきたところでございます。来年4月1
日から民間委託を実施するに当たりまして、受託事業者の準備期間などから来年1月早々に契約が
必要であり、このたびの債務負担行為を設定しようとするものでございます。

病院給食調理業務委託の内容でございますが、給食業務のうち調理業務全般、上下膳などの配膳、
食器洗浄、厨房内清掃など、現在市の調理師が行っている業務の委託を考えているところでござい
ます。

次に、債務負担行為の期間を平成23年度から25年度の3カ年とし、限度額9,000万円につきまし
ては年間委託料を3,000万円と予定したものでございます。業務の委託契約につきましては、公募
によるプロポーザル方式により業者を選定し来年平成23年1月早々に契約を締結し、同年3月まで
の準備期間を経て4月1日から業務委託を実施しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 今野総務課長。

〔今野要一総務課長 登壇〕

○今野要一総務課長 おはようございます。

議第60号の改正内容について御説明申し上げます。

このたびの人事委員会の給与改定に関する勧告を踏まえ、常勤の特別職及び議会の議員の期末手
当について、12月期の支給月数を現行より0.10月分引き下げし1.575月分を1.475月分に改正しよう
とするものであります。そのことにより、特別職の期末手当の年間支給月数は現行の2.95月分から
0.10月分引き下げし、2.85月分となるものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。これは、議第61号と関連してくるわけではありますが、
市長と特別職給料の減額に伴い一般職員の例に倣い、4月から11月までの削減分を12月期に支給す
る期末手当において調整しようとするものであります。なお、教育長については適用している給与
等支給条例が別条例となっていることから、議第61号の附則において同様の調整をしようとするも
のであります。

次に、議第61号の改正内容について御説明申し上げます。

現在、市長等の特別職給与の削減については給与の特例に関する条例に基づいて行っているところ
でございますが、今回その一部を改正しようとするものであります。

初めに、給料の改正について申し上げます。市長は、現行13%を30%の削減とし、副市長は10%
を13%に、監査委員は7%を9%に、教育長は8%を10%にそれぞれ削減しようとするものであり
ます。

次に、退職手当についてでございますが、現行ではただし書きの規定において削減前の給料で計算
した額となっておりますが、改正後においては削減後の給料で計算した額にしようとするものであ
ります。なお、期末手当については現行どおり削減しない額で計算した額となります。適用期間に
ついてでございますが、条例で特例期間として定めておりますが、平成22年12月1日から平成25年3
月31日までとするものであります。

附則の改正内容については、教育長の給料削減額の調整を12月期に支給する期末で行おうとするものであります。なお、一般職の管理職手当の額についても、現行どおりの50%削減を特例期間中継続しようとするものであります。

次に、議第62号の主な改正内容について御説明申し上げます。

初めに、給料の改正について申し上げます。給料月額を平均改定率0.1%引き下げた給料表を、別表第1及び第2のとおり定めようとするものであります。内容的には、おおむね40歳以上の中高年層に限定して引き下げし、医療職給料表第1表一式については据え置きするものであります。また、50歳代後半層の職員の給与水準是正のための措置として、55歳を超える職員で行政職給料表第6級該当者いわゆる管理職については給料と管理職手当をそれぞれ1.5%減額しようとするものであります。ただし、医療職給料表第1表一式については除かれます。

次に、期末勤勉手当について申し上げます。期末勤勉手当の年間支給月数を現行の3.90月分から0.15月分を引き下げ、年間3.75月分に改正しようとするものであります。内訳としましては、期末手当を0.10月、勤勉手当0.05月分を引き下げし、いずれも12月期において引き下げし、現行2.10月から1.95月分に改正しようとするものであります。6月期については、改正なしの現行どおり1.80月分とするものであります。実施時期については平成22年12月1日からとなりますが、本年4月から11月分までの給与について給料表改定相当分を12月期の期末手当において減額調整しようとするものであります。今回の改正によりまして、給料、手当については職員1人当たり年額で約6万3,000円、一般職の職員全体では年間2,882万3,000円の減額となるものであります。

以上が、改正の内容でございます。

委員会付託

○高橋勝文議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

議第59号から議第62号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、挙手によって採決いたします。

お諮りいたします。議第59号から議第62号までについては委員会付託を省略することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。よって委員会付託については省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第59号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤陽子議員 市長にお聞きをしたいと思っております。

病院給食というのは医療の一部ではないかと私は思うのですが、市長はどのようにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 給食というんですかね、食事というのは健康を保つ上で大変重要な役割を担っているわけでありまして。家庭においてもそうでありましてけれども、病院の中では当然、病気で入院されている方には大変重要な役割を担っていると認識しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤陽子議員 食事が大変重要な役割を果たすという市長の答弁でありましたけれども、やはり病院においては、一さじのかゆ、または一すすりのみそ汁というものも患者にとっては非常に病気の回復を高める治療の一部だというふうに私も思っております。そういう大変重要な役割を果たす病院給食を外部に委託するというようなことなんですけれども、これは病院の改革プランの中にも出ておりまして、平成23年度までに検討するというようなことだったと思うんですけれども、これが検討委員会の中でどのように検討されているのか伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 お答えを申し上げます。

検討委員会は、副市長を中心に庁内関係課長で構成されているわけがございますけれども、いわゆる改革プランの指針、改革指針に基づきまして、これに掲げる事項について病院の給食の民間委託も含んだ形の中でなっているわけがございます。これを受けて、病院で実施することにつきまして検討をお願いしてきたところでございます。

特に、御指摘のように病院給食は治療食の一環でもあるわけがございますけれども、医師の指示に従いまして栄養士が献立を作成して、それを受けて調理師が実際の調理をすると、こういうシステムになっておりますけれども、いわゆるそういった献立の作成、調理業務、それにつきましては民間の事業者であってもできると、こういうふうな中でいろんな話があったわけなんですけれども、民間委託をしていく方針でいこうと、こういうことのようなお話し合いがあったというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤陽子議員 病院経営が今非常に大変になっている、厳しくなっているということから、何とか経費の削減ということを考えていこうということはよくわかります。

けれども、給食というのは医療に匹敵すると思われるような重要な位置を占めるわけなんです。外部から調理業務を委託するというふうになりますと、今度は調理室の中に寒河江市の栄養士が入って指導するとか、また反応を見るとか、そういうことはできなくなるんです。これまでですと、患者さんたちがどのような状態だったか、患者さんたちの反応を見ながら調理の方にも反映することができたというふうに思うんです。そして、患者さんを第一に考えて調理師の方たちはこれまで病院給食をつくってきたというふうに思うんですけれども、そういう患者さんの反応を伝える手段ということがこれまでのようにできなくなるのではないかと、そういう心配もあるわけなんです。病院給食というのは、ただ単に経費を節減するというだけのものではなくて、もっと大きな意味があるというふうに思いますので、そのような検討がメリット、デメリット、そういう点も踏まえてもっと慎重に検討されるべきではないかというふうに思うんですが、市長はその点いかがお考えでしょ

うか。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 患者さんの感想といたしますか、御意見を聞くことにつきましては、栄養士が定期的に患者さんのところに回りまして、給食の状況などは定期的に聞いております。メリット、デメリットでございますけれども、先ほどありましたように民間事業者でできるものは民間事業者に委託をしていくというふうな指針もございます。また議員からもありましたように病院の経営上、経営の健全化の一環にもなるということでございます。なお、そうした病院給食ということは事業者も十分踏まえた上での受託と、県内の公立病院などの状況を見てみますと、完全委託から調理部門を含めた委託まで、実施している病院が約8割ぐらいになっています。こういった状況を踏まえても、民間の事業者の方々にその調理を行っていただくことは何ら差し支えないのかなど、このように判断したところでございます。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 今回の病院の調理業務委託についてお聞きをしたいと思いますけれども、先ほどもお話がありましたが、私は今回の病院の業務委託につきましては、先ほども事務長からありましたが、改革指針そしてまた病院の改革プランに基づいて民活の導入ということで、市立病院の健全経営ということからしまして早期に検討されるべき項目ではなかったかなと思ひまして、非常に的を射た取り組みではないかなと思っております。

先ほども事務長からございましたが、プロポーザル方式で今回業者の選定をやられるということでもありますけれども、これは企画能力の非常にある業者を選定するというでいい方法ではあるんですけれども、どういうふうな公募方式というものを考えているのか、時期等について、今スケジュール等がありましたらお示しを願いたいと思ひます。

それから、もう1点は、先ほど事務長の方からは組合とは話をしているということで話がありましたが、現在調理業務に携わっている職員の方々はどういうふうな身分になるのか、次の配属先などについてはどういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

もう1点は、先ほどですと配膳と下膳と調理全般にわたって委託されるということでもありますけれども、病院の献立計画とか食材等についての委託はどういうふうにされているのか、その辺3点についてお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 プロポーザル方式にする理由でございますけれども、指名競争入札による方法も考えられるわけでもありますけれども、いろんな事業者の方々の提案なり病院給食に対する考え方などいろいろ御提案をいただきながら、より総合的に評価していくという観点からプロポーザル方式とさせていただいたところでございます。なお、より広く事業者を募るために公募ということで考えておりますけれども、今後におきますところのスケジュールでありますけれども、あす以降早々に公告をいたします。これは掲示板での公告なりホームページでの募集という形になるかというふうに思ひます。それから、業者の方々から意思表示の申し込みをいただきまして、これを審査しながら資格の決定通知書をおあげいたしましてさまざま質疑、質問などに対する回答などをいたしながら、さらには12月中の中で業者さんからのプレゼンテーションなどいただきながら年内には契約予定者を選定していきたい。そして、見積書などをいただきながら来年1月早々には業者

の方と正式に契約をして、3月いっぱいまでの準備期間を経まして4月1日から実施をしてまいりたい、こんなふうなスケジュールで考えているところでございます。

それから、食材の調達につきましての御質問がございましたけれども、食材の調達につきましては、現在地元業者さんから納入していただいていることなどもございまして、これらのことなどを踏まえながらこれまでどおりの方法で食材は調達したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○高橋勝文議長 総務課長。

○今野要一総務課長 それでは、私の方から組合との話の関係と調理師の配置のことについてお話し申し上げます。

先ほど来話が出ていますように、検討委員会というのを、方向性が出た段階で7月16日に職員組合へ提案させていただいたところでございます。あわせて、病院に勤務している調理師さんへのお話も病院の方からしていただいております。現在、病院の調理師は10名いらっしゃるわけですが、今年度退職する調理師さんが学校の方で1名おりますので、実質的には9名の処遇ということになりますけれども、それを踏まえて7月16日に最初の組合へ提案をさせていただきました。それを受けて、7月20日に第1回目の職員組合の交渉をしております。このときには具体的な病院での考え方あるいは調理師さんの業務の配置なども含めまして話をしております。

その後、組合の方からも提案などございまして、第2回目の交渉を8月26日に行っております。このときには第1回目の交渉で具体的なお話を申しあげましたので、それらを踏まえた交渉ということで、中身のある交渉になったんじゃないかなというふうに思っているところでございます。その後、また組合の方から調理師の労働条件などに関する要求などの提出などありまして、それを受けて、10月28日第3回目の組合交渉をしております。このときは、現業統一要求なども市の要求にあったわけですが、多くの調理師さんから入っていただいて第3回目の交渉を行っているというふうなことでございます。あと、今回民間委託するための債務負担行為ということの事前準備の関係がございましたので、11月8日の賃金統一要求などのこれに今回の準備行為のための債務負担行為などについてのお話も申しあげて、一応理解を求めたというような経過でございます。なお、この調理師さんの方の業務のことについては、組合と今も協議中でございますので、これからも含めていくというふうになると思います。

第2点目の調理師の配置のことですが、あくまでも調理師さんの身分は調理師として仕事をやっていくということをお原則に考えております。

一つは、来年4月から中学校給食がスタートするわけでございますので、その中学校給食の業務に従事していただきたい。一つは、中学校への配置が考えられるわけでございます。中学校給食も民間の方から配達になるわけですが、それらの前後の業務が当然あるわけですので、それらの業務を考えております。中学校での給食業務です。

あと、中学校給食をするに当たりまして食材の発注、こういったものも業務としてあるわけですが、調理師さんは、現在保育所なりあるいは小学校で食材発注業務は既になされておりますので大変ベテランでございます。そういったことで、学校教育課の方に配置をして食材発注業務と。

もう1点は、保育所の方に、複数配置になっている保育所がございましてけれども、まだ複数にな

っていない、市職員としての配置にはなっていないところもございますので、その保育所の方へ複数配置をして労働条件の改善に努めていきたいというようなことで今考えているところでございます。

先ほど申しあげました中学校での実質的な業務の中身とかあるいは関連業務などについては、引き続き組合と交渉しているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 那須議員。

○那須 稔議員 わかりました。

食材の件が今出ましたけれども、当然食材というのは地元でありますので、地産地消というものを念頭に置きながら食材調達などをして調理業務に当たると思うんですけれども、その辺1点要望しておきたいと思います。

それで、今回こういう形で病院の方の経営健全化ということで、今後の厳しい病院の経営のもとでは、私は給食業務の業務委託というのは当然やるべきことではないかと、このように思っていますので、早期に実施していただくことをお願いをして質問を終わります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、お二人の方からも質問ありましたけれども、さらに理解を深める、提案されている中身の理解を深めるという意味で若干質問させていただきたいと思います。

一つ目は、現在の市立病院の調理師さんの身分の関係、お尋ねがありました。それについては調理師として引き続きやっていたくんだということで、10名のうち1名が退職ということで9名、そして中学校なり保育所あるいは学校教育課ということがありましたけれども、それぞれの人数教えていただきたいと思います。中学校に何人、学校教育課に何人、保育所の方に何人というものを教えていただきたいと思います。

それから、基本的に調理師としてと言われながら中学校では給食業務に従事してもらうという、その部分の言葉の部分の部分がちょっと問題もあるようにも感じますので、この辺の部分をもう少し詳しく教えていただきたいというのがまず一つ目です。

二つ目でありますけれども、市職労との交渉提案をし交渉を続けているということはわかりました。現段階では協議中ということですので、合意には達していないという理解でいいのかどうか、この点2点目としてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、課長からはあるいは病院事務長からは行財政改革の指針なりアクションプランのこと、それから病院の改革プランのこと、それぞれ話があったわけでありましてけれども、具体的に給食調理業務の民間委託の部分が文言として出ているのが病院改革プランであります。これの中では、今那須議員からもありましたように民間的経営手法の導入という形の中で出ているわけでありましてけれども、その中の3点目として給食調理業務の民間委託の検討、平成23年度までというふうになっているんです。したがって、検討してきたその検討結果については、先ほどもありましたけれども、議会に対しても7月21日の定例懇談会で説明がありました。そこで意見も申しあげました。したがって、検討して実施と、検討結果が出てそれに基づいて実施していくわけでありましてけれども、行政のやり方としては、そうしたときに検討結果こうなったということをやはり市民に理解をもらう、住民のコンセンサスを得るといって、こういうことが極めて大切なわけでありましてけれども、

このこと、具体的実施に向けて市民の理解を得るための手だてというのをどのようになされたのかを具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

4点目でありますけれども、市立病院の改革プランの中には大きな目標として市立病院の果たすべき役割、目指すべき病院の姿がうたわれております。その中で地域医療充実の観点からの役割や機能分担、これがうたわれているわけでありまして、寒河江市立病院が基本的に今後どうしていくのかというものと病院の調理業務というのは極めて重要なかわりがあると私は思うんですけれども、意見言うとだめだと思しますので、そういう役割機能の分担となっていますけれども、医師会や他の民間の医療機関などの中で市立病院の役割というのはどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、組合との説明の中で、今回臨時議会に提案している、もう12月の定例会間もなくあるわけでありまして、何で今回の臨時議会に提案しなければならないのかというのは先ほどの病院事務長の説明で、来年4月1日から発車したいのでそれから逆算していくと12月定例会でなくて今回という意図はわかりました。しかし、組合との協議の中で合意に達していない、そういう中で提案を、今回の債務負担行為は向こう3年分、平成23年から平成25年までのやつしたって何も予算計上するわけでないですから、当局としての姿勢、考え方なんです。そういう方向でいきたいということなんですということが組合との話し合いの中でされたそうです。しかし、私は労使の審議ということからすれば、やはりきちっとそこを合意をする。そして市民にも民間委託を具体的にこうするという中身も説明をして、そうしてからやるべきだ。進め方は慎重にすべきだと思いますけれども、この点についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、7月21日の定例懇談会で議会に対しての説明がありました。それを受けて私は市長にもお会いをして、2点で時期尚早なのではないかと、検討していただきたいということを申しあげました。

その一つは、質問の最初にも申しあげましたけれども、市の調理師として職員採用なっている。そして、後でもう少し聞いてみないとわからないんですけれども、これまでの聞くところによると中学校には配膳員的な形で配置。中学校では調理業務がないわけですから。そうすると調理師として採用になりながら調理そのものができないという、この部分について非常に職員自身が精神的に悩むこともあるということで一つは申しあげました。

それからもう一つは、病院の将来のあり方。私があるとき市長に申しあげたのは、役割分担の中で寒河江市立病院はリハビリと今日的な市民の病気の状況などを判断すると。内科、特に糖尿病などが増大してくる中で寒河江市立病院、もちろん2次医療機関としてやっていく。そして一般の入院施設もあるわけでありまして、内科糖尿病対策などが極めて重要になるのではないかと。先進的な脳神経外科などはよそにしてもらって、市立病院の目玉はリハビリと内科でないか。そうしたときに先ほど佐藤暘子議員からもありましたけれども、食事療法という、食事も治療の一環とこうなってくると、極めて市立病院の調理業務というのは市立病院の将来の部分とかかわってくるのではないかと申しあげ、後でそういう位置づけになったとき、民間になっていて、後で後悔するようなことがあってはまずいのではないかと申しあげました。この点について市長どのように判断されて、こういう形に進んでいるのか、お聞かせをいただきたい。

以上でまず1問目といたしたいと思います。

○高橋勝文議長 今野総務課長。

○今野要一総務課長 私の方からは、職員組合との関係と人数的な御質問がありましたので、そのことについてお話し申しあげます。

最初に、調理師の配置の人数でございますけれども、一応教育委員会の方である程度学校給食に関することについては考えている案がございますけれども、3問目にありましたように組合と交渉している、その人数も含めて組合とも相談している最中でございますので、配置するのは中学校の方と学校教育課と保育所、あともう一つは小学校の方の調理師さんのサポーター、調理師さんが休んだときのサポーターなども若干、臨時調理師を頼んでいる関係からその辺などの補充をしていただきたいなどの御要望もありますので、具体的な人数については差し控えたいと思います。

業務の中身についてですが、基本的には調理師という形で身分もそのまま引き続きますけれども、調理師の業務の中身は、刻むあるいは料理するということのみならずやはり食材発注、事前行為、最後の方の検食、後片づけといった一連の作業と理解しております。ですから、中学校業務においても、そういった一連の調理業務そのものについてはないわけですが、そういった周辺の業務は当然あるわけです。もちろん生徒さんの指導とか給食の中身の献立の問題とか、あるいは献立作成委員会への参画とか、そういったものについては調理師としての資格としてされる業務ではないかと理解をしているところでございます。

組合との関係ですが、先ほどの病院の方の今回の債務負担行為の関係で申しあげますと、11月8日に組合にも債務負担行為をして準備行為を行っていくということについてはお話し申しあげて、組合の方からも前段の交渉の中では引き継ぎの期間を十分設けて十分な体制のもとにやっていたいただきたいなどのお話、要求などもあったんです。そういったことも踏まえて、事前に組合の方ともお話をして準備していくということについては一応了解を得たのかなと思っているところでございます。

私の方はこんなところですよ。以上です。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 まず、議会に対する報告と申しますか、7月21日定例議員懇談会の中で、庁内での検討委員会での結果を受けて、平成23年4月から実施に向けて具体的な準備作業を進めてまいりたいといったような趣旨で御報告申しあげたと思っております。

今後における市立病院の役割分担あるいは機能、こういったことにつきましての御質問がございました。当然、今後の市立病院を考えていく場合、病院としての特徴と申しますか、この医療圏の中で、西村山あるいは村山の医療圏の中で市立病院がどういう役割を果たしていくのか、この問題につきましては本当に大きな課題であろうと思っております。どういう特色を出していくのかという検討は必要なのかなと思っているところでございます。先ほど来、病院給食につきましては病院の治療食の一環だということでもありますけれども、それは当然入院患者さんの食事でありますから、医師の指示に基づいた献立を作成するわけでもありますけれども、その調理を行う人を市の職員から民間の方々をお願いをしていくと、こういう方向づけでございます。病院の治療食としての位置づけというものはしっかりと踏まえながら、これからも病院給食は実施していかなければならないとこのように考えているところでございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私の方にも2点ありましたからお答えします。

最初の方の、調理師さんを中学校の方に配置をする考えだということについては、先ほど総務課長からお答えしたとおりでありますけれども、やはり新たに民間民設民営で実施をするということでもありますから、我々としてもぜひ成功するというんですか、中学生に喜んでもらえるような給食を提供していただきたいと思っておりますから、その中でいろんな子供たちの状況なりあるいは要望なりをきちっと踏まえていっていただくような立場の人が現場にも必要だと思います。そういうニーズをさらにフィードバックして中学校の給食を実現していくということはそういう意味で、先ほど調理師さんの業務というものを幅広く総務課長が説明しましたけれども、そういったフォローというか、最後のフォローをしていくためにぜひ活躍していただきたいと思っております。

それから市立病院のあり方についても、一病院のみだけで全体の今後のあり方というものを決めていくということは、現実的にはなかなか難しいですから、西郡、もちろん県立病院そして医師の確保ということになれば山大という、総合的にトータルで皆さんの力をおかりして市立病院というのはどういうふうにあるべきかということを進めていくということで検討に入らせていただいているような状況もあるわけでありまして、そういった中で市立病院のあるべき姿ということを考えていくとしているわけでありまして。ですから、今回の調理業務の委託ということはもちろん重要な要素ではありますが、全体としてのあり方についてはまた大枠でさまざまな団体、機関の総意というんですか、総意で進めていくということになりますから、そこら辺とある程度切り離して考えていかざるを得ないと認識したところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 組合との関係、協議中ということでまだ合意にはなっていないと、私組合から聞いているんです。そして先ほどの11月8日の話についても私申しあげましたけれども、債務負担行為を起こすのは向こう3年間ですけれども、それは具体的に予算を計上して行政が動いていくという部分でないんです。それは決めても直接的にまだ動きはでないと。そのことについてそういう趣旨ですと当局からあったので、そのことについては理解をしましたと組合は言っているということで、次の動きについての部分はまだ協議中なわけですから、こういうことをずっと既成事実を積み上げてやっていくようなことというふうになるという、またさまざまな心配があるのでそういう部分、特に配慮してやっていただきたいと思っております。

それからやはり、中学校給食の関係で私も教育委員会からいろいろ聞いた際に、配膳員の配置をしますと言ってきたのね。そして給食が牛乳や給食の関係が届いたときにそれを受け取って盛りつけをして食べてもらって後片づけをするという仕事だということからすれば、確かに朝から夜までという形でないと思っていたのね。ところが、中学校小学校含めてですけれども、教育現場の多忙化という問題もあって、その部分もやろうとしている。そこはそれで一つのものの考え方というか対応策としては理解もできます、私も。しかし、調理師として市の職員、採用なっている、そういう関係からすれば、その人たちが不安になるようなことはやはりだめだと思いますので、十分協議をして合意を得てからでないと、こういう進め方については私は異議があります。そのことについて再度。

そして人数もわからないということでは、きょう提案されていて具体的に来月になるとプロポー

ザルをかけて1月には選定して契約をしてということまで提案されているわけですから、やはり人数やなんか来年4月1日からスタートしていくという、こういう全体的な絡みの中で人数などはわかっている範囲内で教えて、もちろん交渉していく中で一部変更が出てくるというのは、私も百も承知です。しかし10人が今いて1人が退職であるの9人がどうなるのか、こういう部分もっと市民の代表である議会に教えて一緒に検討するということはあってしかりだと思えます。そういうことで、これ再度お願いをいたします。

それから、給食の調理業務、よそでもやっているしそれは必要なのではないかという話が先ほどありました。今、寒河江市では小学校の給食の調理業務も民間委託をやってきて、この間ずっと何も問題ないと思ってきておったんですが、さまざまな問題点が顕在化しています。検討しなければならぬ課題も明らかになっています。ということからすれば、一般論でなくて本当に市立病院の給食調理業務を民間に委託をしようといったときにそういうさまざまな心配事、これまでも議会でも提起してきているわけでありますから、そういう問題について、内容、どのように検討されているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 今野総務課長。

○今野要一総務課長 それでは、人数の関係ですが、議員の方から交渉中という観点でというお話がありましたので、まずこれにタッチをしていませんけれども、今考えていることなどについて申し上げます。

中学校の方、3中学校あるわけですけれども、3中学校の方には5名を考えています。学校教育課の食材発注の方には1名。学校給食で申し上げますと先ほど申しあげました小学校の調理サポーターという意味合いから、基幹校の方に1名を検討しているところです。保育所の方、2カ所ほど職員1人体制ございますので、そこは複数体制ということで2名、合わせて9名の配置先を提示しながら今組合と話し合いを続けているということでございます。

もちろん協議中でございますので、人数だけでなく業務の中身をどうするかまで含めていろいろと交渉して協議しています。特に現場の調理師さんの仕事がしやすいような、あるいは自分たちでやりがいのあるような仕事をしていくということが何よりでございますので、組合ももちろんそうですけれども、現場の調理師さんとは教育委員会としても現場の方の考え方をお聞きしながら調整していくというところに教育委員会ともお話をしているところでございます。

私の方からは以上です。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 民間委託を実施していくに当たりまして、これまで既に実施している県内の5病院などのいろいろなお話を聞いてまいりました。その中で、特におおむね順調に実施されているということでございまして、市立病院の給食を民間委託することにつきまして、今は特に支障と申しますか、そういうものはないと考えております。ただ、やはり何か出てきた場合には検討協議しながら進めていくと、こういうことになろうかと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 とにかく、職員組合とは協議中ということでありますので、きちっと合意をしてからね、きょう提案されたものですとまだ合意をしていない、しかし今月中の部分あるいは来月1月

になってからのスケジュールが全部示されていますので、これは合意なってからだといいんですけども、ならない中でしていくのは既成事実の積み上げとなっているいろいろな問題が惹起すると悪いので、この点十分配慮をしていただきたいと申しあげておきます。

問題点というのはいろいろこれまでも議会の中で、小学校給食をめぐる問題指摘をしていますが、そういうことが起こらないようにしていかないと、もう受ける段階で進める段階でそういう部分こうしていくんだということを持ち合わせていないと、どんどん進んでいって既成事実だけ積み上がっていった後で困ったということでは問題だなと思いますので。そこが、何回も申しあげますけれども、後々に「いや、あのときああしたけれどもだめだった」ということが、悔しい思いをするという、議会でもいろんな形であるわけでありましてけれども、あのときもう少し慎重にしておけばよかったという部分がいっぱいあるわけでありましてけれども、そういうことで、この点についてはもう一度見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 十分に意を配しながら進めてまいると、このように思っております。

○高橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、ただいま議題となっています議第59号平成22年度寒河江市立病院事業特別会計補正予算（第1号）について反対の立場から討論をいたします。

今回の提案されている内容は、極めて政策的に重要な課題だという認識をしています。そしてまた、私はこの議案を審議するに当たって賛成できない理由を端的に申しあげながら市民の皆さんの御理解をいただきたいと思います。

こういう重要な市の政策課題でありながら、今回委員会付託が省略されました。寒河江市議会会議規則では、第54条で本会議では発言の内容が制限をされています。議員は自己の意見を述べることができなくなっています。また同じように、第55条では質疑の回数が3回までと制限されています。しかし、同じ会議規則では、委員会では107条では委員の発言、委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べるができるようになっていっているわけでありまして。また同じく109条では委員外議員の発言もうたわれているわけでありまして。2項では委員外議員の発言の道も開かれているわけでありまして。しかし、今回残念ながら委員会省略が賛成多数で決定をされ、委員会付託ができませんでした。このことが今議会に求められている議会改革、議員や議会の権能を十分果たしていくという道からすれば逆行しているのではないかと思う点が、（何事か言う者あり）私の意見を言っているんです。（「議運で決めたことに対して何だ」の声あり）

○高橋勝文議長 川越議員に申しあげます。（何事か言う者あり）静粛に。静粛にお願いします。（何事か言う者あり）議運のことでもありますので、直接ではありませんから川越議員の方に（「反対討論だから言えるんだ」の声あり）その旨をお話いたします。

○川越孝男議員 はい、私は討論だからできるという認識です。したがって、委員に議会運営委員会もその他の委員会と同じように地方自治法で委員会としてなりました。したがって、委員会の中で賛成反対のやつがあっても……

○高橋勝文議長 静粛に願います。

- 川越孝男議員 本会議で反対討論もできるんです。委員会で決まったことも。
- 高橋勝文議長 川越議員に申しあげます。
- 川越孝男議員 と私は認識していますので……。
- 高橋勝文議長 議第59号に対するの討論の通告であります。
- 川越孝男議員 そうです。
- 高橋勝文議長 そのように理解して討論をやってくださいますようお願いいたします。
- 川越孝男議員 したがって、(何事か言う者あり) 私は反対する理由の一つはそれだということを申しあげました。

次に、調理師の配転先の関係について、調理師として市の職員で採用なりながら調理業務に直接かかわれないという、給食業務という形で言われているわけでありますけれども、当事者が非常に戸惑いをしています。この点について十分な合意を得て進めるべきだと思いますけれども、今日段階ではその域に達していませんということが二つ目です。

三つ目でありますけれども、市立病院の将来を展望した場合、先ほど質疑の中でも申しあげましたけれども、私は寒河江市立病院の特徴を生かして将来市立病院が存続をしていく、そして地域医療を担っていくという観点からすればリハビリと内科、これらは特に糖尿病患者などに対する食事療法も含めた内科の存在というのが寒河江市立病院の今後のあるべき姿として極めて重要なのではないかという認識を持っています。したがって、これらについて関係医療機関などと十分な役割分担を協議をしながらやっていくことの必要性を感じるわけでありますけれども、今ここで調理業務を民間にするということにした場合、後々そういう必要性が出たときに取り返しのつかないことになりはしないのかということが三つ目であります。

四つ目には、そういう病院の改革プラン策定は市だけでなくて各界各層の人たちで構成してプランが策定されました。見直し検討がうたわれ、それが具体的に実施の段階に進む過程では庁内の検討委員会が主になる。市民の理解を得る手だてが極めて不十分になっているということであります。

5点目は、小学校給食民間委託も実施されているわけでありますけれども、最近その中でもさまざまな問題点が顕在化をしてきています。これらを十分受けとめながら市立病院の調理業務の民間委託に当たってはその轍を踏まない対策を講ずるべきだと思いますけれども、今日段階で明らかに示されませんでした。

したがって、私は今議会に提案されている補正予算については賛成することはできず、反対であることを改めて明らかにしながら、市民の皆さんの御理解と同僚議員の皆さんの御理解を重ねてお願いを申しあげまして反対討論といたします。

- 高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手多数であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決することに決しました。

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。よって議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。よって議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって議第62号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時46分

○高橋勝文議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第3回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 石 山 忠

会議録署名議員 川 越 孝 男